

安城市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和6年1月26日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 法福 洋子

1 令和5年安城市監査公表第32号（公表日令和5年12月22日）関係分

2 措置の状況

(1) 商工課（令和5年12月22日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
業務委託契約において、契約書に定めているセキュリティ関連書類の提出を受けていなかったため、適切な事務執行に努められたい。
措 置 状 況
令和5年10月20日に、提出されていなかった「技術者選任通知」、「セキュリティ対策実施報告書」、「誓約書」の提出を受けた。また、令和5年11月1日に、契約書に記載のある提出書類を十分確認するよう課内に周知するとともに、提出書類の受領の有無について、3か月に一度、上席者が簿冊を確認する体制とした。